

呉市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱

スポーツ振興課

（要旨）

第1条 この要綱は、呉市長（以下「市長」という。）において貸出用に配置した自動体外式除細動器（以下「貸出用A E D」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出しの範囲）

第2条 貸出用A E Dは、市民の体育・スポーツ活動等の公益を目的とする活動を行っている団体その他市長が必要と認めた者に貸し出すことができる。

（貸出しの条件）

第3条 貸出用A E Dの借受者（以下「借受者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する使用責任者を設置しなければならない。

(1) 医師等の医療従事者

(2) 消防署その他による自動体外式除細動器（A E D）を使用した救命講習の受講を修了している者

（貸出しの期間）

第4条 貸出用A E Dの貸出期間は、貸出日及び返却日を含め5日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

（使用料）

第5条 貸出用A E Dの使用料は、無料とする。

2 貸出期間中における貸出用A E Dの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。ただし、貸出期間中において貸出用A E Dを傷病者に対して使用した場合の使い捨てパドルの更新は、貸出用A E Dの返却後、速やかに市長の責任及び負担において行う。

（貸出しの申請）

第6条 借受者は、自動体外式除細動器（A E D）貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（貸出しの許可）

第7条 市長は、管理上支障がないと認めたときは、貸出用A E Dの貸出しを許可するものとする。

（許可の要件）

第8条 借受者は、貸出用A E Dの取扱いについて係員の指示に従わなければならない。

（許可の取消し）

第9条 市長は、管理上支障があると認められるときは、貸出用A E Dの貸出許可を取り消すことができる。

（借受者の責務）

第10条 借受者は、貸出用A E Dを市長に返還するまでの間において適切な管理をするほか、貸出用A E Dの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出用AEDを使用するときは、取扱説明書の記載事項に従って適切に使用すること。

(2) 貸出用AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと。

(3) 貸出用AEDを転貸し、又はその使用に係る権利を譲渡しないこと。

(実績報告書の提出)

第11条 借受者は、貸出用AEDを傷病者に対して使用した場合は、その使用状況を記した自動体外式除細動器(AED)使用実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 市長は、借受者が故意又は過失により貸出用AEDを滅失し、又は損傷した場合は、現品の提供又は市長が相当と認める金額の支払をもって、当該損害を賠償させることができる。

(損害賠償責任)

第13条 市長は、借受者における誤った貸出用AEDの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。